

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画
の公表について

平成 21 年 2 月 12 日

北千葉広域水道企業団

このことについて、平成 20 年 11 月 28 日付けで財務大臣及び総務大臣から承認されたので公表します。

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：上水道事業

事業名	用水供給事業		
事業開始年月日	昭和48年3月31日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名*	北千葉広域水道企業団	職員数* (H19. 4. 1現在)	85人
構成団体名	千葉県、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、習志野市、八千代市		

- 注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
 2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	59 円/m ³ (H17)	公営企業債現在高 (百万円)	63,227 (H18)
累積欠損金 (百万円)	—	利益剰余金又は積立金 (百万円)	3,258 (H18)
不良債務 (百万円)	0	財政力指数*	0.7 (H18)
資金不足比率 (%)	—	実質公債費比率* (%)	14.1 (H17)
		経常収支比率* (%)	93.8 (H17)

- 注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成 年 月 日 合併前市町村： 〕

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
 2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
 3 にしを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	北千葉広域水道企業団経営健全化計画
計画期間	平成19年～平成23年度
計画策定責任者	企業長 岡本 正和
既存計画との関係	第12次財政収支計画
公表の方法等	庁舎掲示板及びホームページにおいて公表するとともに、定例の当企業団運営協議会経営委員会等において報告する。
基本方針	長期的視点に立った事業推進の指針として策定した『北千葉水道新時代21』に掲げる「清浄な水の供給」、「安定した給水」及び「健全な経営」の三つの柱を基本理念に、「安全性の確保」、「量の確保」及び「ライフライン機能の強化」に係る施策を推進する。また、実施に当たっては、建設投資を極力抑制するとともに、効率的な業務運営に取り組むことを基本とする。

- 注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		1,501	2,267	3,768
	補償金免除額		364	347	711
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額		3,612	3,050	6,662

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業債	1,858,041	1,501,394	2,267,326	5,626,761
	一般会計出資債	194,340	369,561	202,021	765,922
	合 計 (A)	2,052,381	1,870,955	2,469,347	6,392,683
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	一般会計出資債	194,340	369,561	202,021	765,922
	合 計 (B)	194,340	369,561	202,021	765,922
公営企業で負担するもの (A)-(B)		1,858,041	1,501,394	2,267,326	5,626,761

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
	合 計 (A)				
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
	合 計 (B)				
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業債	4,533,316	3,423,712	3,049,724	11,006,752
	一般会計出資債	251,353			251,353
	合 計 (A)	4,784,669	3,423,712	3,049,724	11,258,105
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	一般会計出資債	251,353			251,353
	合 計 (B)	251,353			251,353
公営企業で負担するもの (A)-(B)		4,533,316	3,423,712	3,049,724	11,006,752

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	当企業団の事業認可当時の創設事業は、期間を昭和48年度から昭和53年度までの6年間と予定し、総事業費を449億円と見込んだが、オイルショックに起因した建設資材等の高騰やバブル経済の崩壊など、社会情勢が複雑かつ大きく変化するなかで、数次にわたり事業計画の変更を余儀なくされ、その結果、事業期間が平成12年度までの28年間と長期に及ぶこととなり、また、総事業費も当初計画の5倍近い2,033億円余を要した。こうしたなか、その財源の大部分を企業債に依存したことから、償還ピーク時(平成17年度)は過ぎたものの、未だ600億円余の企業債残高を有している状況にある。
経営課題	課題 ① 定員管理の適正化 定員管理の適正化については、平成18年度における包括外部監査の意見を踏まえ、企業団業務を将来にわたり着実に遂行するため、若年層職員への技術継承に十分留意した人材育成及び適切な新規補充による職員の新陳代謝を計画的に推進し、職員数及び人件費の抑制に配慮した職員計画に基づいて、適正な定員管理に努める。
	課題 ② 企業債残高の抑制 企業債残高の抑制については、平成18年度における包括外部監査の意見を踏まえ、新規企業債発行については、国庫補助金の活用はもとより極力自己資金を充当することにより可能な限り抑制に努める。また、高金利の企業債を対象に可能な範囲で繰上償還・借換債についても積極的に取り組むものとする。
	課題 ③ 資本投下の抑制 資本投下の抑制については、更新計画等を策定し、その実施に際しては、改めて予算編成検討委員会(内部委員会)において、事業の有効性や実施時期の妥当性を検証するほか、基本設計段階においては、技術検討会(内部委員会)において、技術的見地から施設の機能向上やコスト縮減等について検討するなど、資本投下の抑制に努めているが、今後の事業実施に際しても、より一層のコスト縮減等に努める。
	課題 ④ 維持管理費の節減合理化 維持管理費の節減合理化については、これまで取水、浄水、送水施設の運用方法の見直し等により、動力費等の節減を図っているところであるが、引き続き維持管理費の節減に努める。
留意事項	一層の組織及び運営の合理化と規模の適正化に資することを目的に平成18年度に包括外部監査を実施した。

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)	116.0	122.7	131.5	119.4	119.3	126.9	112.6	117.6	115.5	119.2	
総収支比率(法適用) (%)	115.9	122.5	131.2	119.5	119.7	127.2	112.9	118.8	116.9	120.3	
経常収支比率(法適用) (%)	115.9	122.5	131.2	119.5	119.7	127.5	113.1	118.8	116.9	120.3	
営業収支比率(法適用) (%)	174.7	175.6	188.2	170.9	160.7	167.6	144.3	142.0	136.5	138.5	
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)											
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用) (%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
繰入金比率	収益的収入分 (%)	3.6	2.8	2.3	1.7	1.3	1.0	0.9	0.7	0.5	0.4
	うち基準内繰入金 (%)	3.6	2.8	2.3	1.7	1.3	1.0	0.9	0.7	0.5	0.4
	うち基準外繰入金 (%)										
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)										
	うち赤字補てん的なもの (%)										
	資本的収入分 (%)	85.7	56.7	4.2	59.3	19.2	28.4	22.9	62.0	46.7	7.1
	うち基準内繰入金 (%)	85.7	56.7	4.2	59.3	19.2	28.4	22.9	62.0	46.7	7.1
	うち基準外繰入金 (%)										
うち赤字補てん的なもの (%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・料金設定期間: 財政収支状況の変化に速やかに対応するため平成20年度～22年度の3か年 ・料金体系: 基本料金及び使用料金の2部料金制 ・料金単価: 料金設定期間に見込まれる費用及び留保資金による財源措置の見通し等を踏まえ算定 ・基本水量: 水利権許可量に基づく供給可能水量 ・業務予定量: 構成団体の受水計画を基礎として設定
2 他会計繰入金の見込み	<p>繰出金制度に基づく水源開発、広域化対策及び水資源機構割賦負担金に係る繰出金については、繰出基準額が逡減していくため、繰出金の収入は減となることを見込んでいる。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・高度浄水施設建設事業については、平成26年度(7月)稼働に向け平成20年度から変更認可等の業務に着手し、施設建設工事を平成22年度から25年度を予定している。なお、財源については、企業債、国庫補助金及び自己資金を予定している。 ・更新事業については、更新計画を策定しており、その実施に当たっては、改めて予算編成検討委員会(内部委員会)において、劣化状況等から必要性や実施時期等を検証している。また、基本設計段階においては、技術検討会(内部委員会)において、技術的見地から施設の機能向上やコスト縮減等について検討するなど、資本投下の抑制に努めており、今後の事業実施に際しても、より一層のコスト縮減等を前提に、投資額の縮減を考慮して実施することとしている。なお、財源については、自己資金を予定している。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<p>当企業団は、一層の組織及び運営の合理化と規模の適正化に資するため、平成18年度に包括外部監査を実施していることから、包括外部監査結果及び構成団体からの意見等を踏まえている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員計画については、定年退職者の逡増傾向が沈静化すると見込む平成32年度を定員管理の目標年度と捉え、この間の職員の年齢階層や職種構成の見通しをもとに策定する平成20年度から平成29年度までの職員計画を基本としている。 ・企業債償還金・年賦償還金の繰上償還等については、高金利の企業債・年賦償還金を対象とし、可能な範囲で繰上償還・借換を実施することとしている。 ・内部留保資金の適正残高については、中長期的な資金収支状況を踏まえたうえで、包括外部監査意見に沿って算出される適正残高を確保することとしている。 ・新規企業債発行については、ハツ場ダム建設事業及び高度浄水施設建設事業の財源のみとしている。 ・コスト縮減については、委託料、修繕費及び建設改良事業等についてコスト削減目標値を設定したうえで計上している。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	<p>[課題① 定員管理の適正化]</p> <p>当企業団においては、事務量に見合う実効的な職員配置を念頭に課制を廃止するなど組織階層の簡素化、また、派遣職員の減員、職員の退職不補充による職員総数の減員に取り組んできた。</p> <p>今後とも定年退職者の遡増や職員の年齢構成及び職種構成の見通しを基に、既定業務の減量化や外部委託の活用による事務の合理化等、事務執行形態の簡素・省力化推進の効果を踏まえた技術職の配置換え等の柔軟かつ実効的な職員配置と再任用制度を活用すること等により、平成22年度を目途とする組織の再編と退職補充の抑制等を通じた組織体制のスリム化に取り組み、適正な定員管理に努めることとしている。</p> <p>また、企業団業務を将来にわたり着実に遂行していくため、再任用制度の活用等による職員数及び人件費の抑制に十分配慮しつつ、若年層職員への技術継承等を通じた後継者の着実な育成と適切な新規補充による職員の新陳代謝を計画的に進めることとし、定年退職者遡増が沈静化すると見込まれる平成32年度を定員管理目標年度とし、平成20年度から平成29年度までを計画期間とする職員計画を現在策定しているところ。</p> <p>なお、この計画においては、計画最終年度の平成29年度においては一般職の総数を66名(定員管理目標年度の平成32年度:63名)としている。(「新行革指針(平成18年3月)」ではH17を基点H22までの5年間に4.6%を超える純減を求めるもので当企業団は6.7%の減(6名減)となっている。)</p>
○ 給与のあり方	[課題① 定員管理の適正化]
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	<p>当企業団の給料表は、千葉県行政職給料表を採用しており、給与構造改革に係る給料表の切替えについては、当該給料表により平成18年10月1日付けで実施した。</p> <p>また、地域手当については、調整手当を廃止し平成18年4月から新設した。(従来の調整手当支給割合9%→地域手当支給割合8%)</p>
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	対象となる職員はいない
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	<p>退職時特別昇給は、平成17年4月1日から行っていない。</p> <p>また、退職手当については、給料表の切替え等に合わせ、平成18年10月から退職手当の支給率等を見直した。(支給については千葉県の一般職の職員の例に準じる。)</p>
◇ 福利厚生事業のあり方	<p>福利厚生事業については、地方職員共済組合及び千葉県職員互助会に加入し、短期給付(医療関係等)及び長期給付(年金関係)事業等の実施を委任しているが、企業団から千葉県互助会への負担はない。</p>
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	<p>[課題④ 維持管理費の節減合理化]</p> <p>・動力費減(省エネルギー)への取り組み</p> <p>・類似業務委託の統合</p> <p>〔</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浄水場機器運転時間の短縮:沈砂池除塵機、沈澱池汚泥掻寄機 ・ろ過池の洗浄周期の見直し ・運転方法の見直し:薬品混和池のジェットポンプの回転速数の調整、送水ポンプ圧力の調整 ・予備機への給電停止による待機電力の低減 <p>〕</p>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	<p>[課題④ 維持管理費の節減合理化]</p> <p>当企業団は、当初から浄水場運転管理業務及び排水処理施設運転管理業務については、外部委託として実施しているところであるが、一層の業務効率の向上を図るため、定型的直営業務(「給与計算業務委託」「管路巡視点検業務委託」等)についての外部委託の拡大。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	これまでに給水料金の引き下げを実施しており、今後とも経営の効率化を前提に適切な給水料金を維持する。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	庁舎掲示板又はホームページにおいて公表 1. 財務関連： 予算書、業務状況説明書、決算書 2. 計画関連： 長期ビジョン(北千葉水道新時代21)、財政収支計画、事業計画 3. その他： 事業年報、水道事業ガイドライン算出結果、水質検査計画及び結果、水質年報、地球温暖化対策実行計画及び実施状況報告、平成18年度北千葉広域水道企業団包括外部監査結果報告書
○ 行政評価の導入	事業運営全般について、第三者の客観的な視点での評価を受け、自己チェック機能の充実、監査機能の更なる強化を図ることを目的として、平成18年度に包括外部監査を実施した。
5 その他	[課題③ 資本投下の抑制] ・工事コストの縮減(工法の見直し等)については、予算編成段階において、予算編成検討委員会(内部委員会)による事業の必要性、実施時期の検証、さらに、基本設計段階において、技術検討会(内部委員会)による施設の機能向上及びコスト縮減(工法等)等についての検討を行っているところであるが、今後ともより一層の工事コストの縮減に努める。 [課題② 企業債残高の抑制] ・支払利息等の軽減については、新規企業債の発行を抑制することによる支払利息の軽減、また、企業債の繰上償還等の実施や(独)水資源機構への割賦負担金の繰上償還の実施により軽減を図る。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	現在策定している職員計画は、平成32年度を定員管理目標年度と捉え、平成20年度から平成29年度までの10年間としたもので、平成20年度の一般職総数85名に対し、10年後の平成29年度における一般職総数は66名とし、19名の減を見込んでいる。 また、人件費の総額については、この一般職総数の減員による削減（改善額）を見込んでいる。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	今後とも経営の効率化や料金の適正化により、欠損金が生じることのないよう事業運営に努める。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	一般会計からの繰出金については、今後とも基準内の繰出しのみとする。
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理費等の節減については、委託料及び修繕費等についてコスト削減目標値を設定し節減を図る。 ・工事コスト縮減（工法の検討）については、技術検討会（内部委員会）において、更新工事等を技術的見地から施設の機能向上やコスト縮減策等（工法等）について検討するなど、今後ともより一層の工事コストの縮減に努める。 ・支払利息等の軽減については、新規企業債発行の抑制による支払利息の軽減、また、企業債の繰上償還等の実施や（独）水資源機構への割賦負担金の繰上償還の実施により軽減を図る。

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計	
【収入の確保】														
	料金改定率					△3%				△14%				
	改善額(料金の適正化)※1													
	未収金の徴収対策													
	改善額													
	一般会計負担金の額													
	改善額(負担金の確保等)													
	資産の有効活用													
	改善額(収入増額)													
	その他()													
	改善額													
【経費の削減】														
1	定員管理の適正化													
	職員給与費(退職手当以外)	949	860	867	870	850		844	840	841	831	834		
	改善額	46	135	128	125	145	579	6	10	9	19	16	60	
	基本給	515	470	474	473	464		456	453	455	449	452		
	改善額	12	57	53	54	63	239	8	11	9	15	12	55	
	その他(手当等)	434	390	393	397	386		388	387	386	382	382		
	改善額	34	78	75	71	82	340	△2	△1	0	4	4	5	
	職員給与費(退職手当)	72	84	73	57	86		72	81	72	61	59		
	職員数(人)	98	92	92	90	88		86	86	85	84	83		
	増減数(人)	△4	△6	0	△2	△2	△14	△2	0	△1	△1	△1	△5	
4	維持管理費等	1,792	1,847	1,689	1,560	1,662		1,814	1,826	2,011	1,922	1,881		
	改善額(適正化)	0	21	21	30	50	122	0	0	66	61	58	185	
4	工事コスト縮減(工法の検討)	57	274	218		1,945		1,090	1,902					
	改善額(縮減額)	101	262	8		595	966	480	160				640	
	改善額													
	改善額													
	改善額													
	累積欠損金比率													
	増減													
	企業債現在高	64,428	57,920	75,169	68,270	63,227		59,056	54,951	51,164	47,277	46,973		
	増減	△8,168	△6,508	17,249	△6,899	△5,043		△4,171	△4,105	△3,787	△3,887	△304		
							計画前5年間改善額 合計	1,667					改善額 合計	885
													(参考) 補償金免除額	711

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

※1 「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2 「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

3 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	3,833	3,869	3,896	3,922	3,969					
年間総有収水量 (千m ³)	123,652	122,821	122,713	123,302	125,764	127,339	130,523	132,506	135,335	137,636
公称施設能力 (m ³ /日)	534,200	534,200	534,200	534,200	534,200	534,200	534,200	534,200	534,200	534,200
1日最大配水量 (m ³ /日)	391,812	390,661	392,246	393,244	397,075	398,300	415,400	421,600	429,000	435,100
最大稼働率 (%)	73.4	73.1	73.4	73.6	74.3	74.6	77.8	78.9	80.3	81.5
供給単価 (円/m ³)	107.1	107.9	107.8	104.0	102.2	101.4	85.2	84.1	82.5	81.5
給水原価 (円/m ³)	96.3	91.2	84.5	89.0	87.0	80.9	76.4	71.5	71.4	68.4

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。